

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、対象児童1人当たり5万円の特別給付金を支給します。
詳しくは、**本**ことも支援課(☎2415)へ。

支給対象児童

18歳未満の児童(18歳に達してから最初の3月31日までの間にある児童も対象)
※障害児は20歳未満



支給対象者

申請が不要な人

- ▽令和5年3月分の児童扶養手当を受給した人
- ▽令和4年度の本給付金を受給した人で、次の①～③に該当する人
 - ① 児童手当または特別児童手当の受給者で、令和4年度の住民税均等割が非課税の人
 - ② 対象児童を養育する人で、令和4年度の住民税均等割が非課税の人
 - ③ 家計が急変した人

申請が必要な人

▽公的年金(遺族年金や障害年金など)の受給により、児童扶養手当を受給していない人

▽物価高騰の影響で令和5年1月以降家計が急変しているひとり親で、児童扶養手当を受給している人と同じ水準の収入の人

▽令和4年度に本給付金を受給していないひとり親以外の人で、令和4年度の住民税均等割が非課税の人。または、令和5年1月以降家計が急変し、住民税均等割が非課税の人と同じ水準の収入の人

支給と申請について

申請が不要な人

5月下旬までに給付金を指定口座に振り込みます。
※該当する世帯には、事前に通知します

申請が必要な人

6月1日(木)以降、随時申請を受け付けます。申請方法などは、ことも支援課に問い合わせてください。
申請期限 令和6年2月29日(木)(消印有効)

認知症サポーター養成講座 「認知症になっても安心して暮らせる地域へ」

全国的に高齢化が進む中、本市の令和5年3月末の高齢化率は、35.9%と年々高くなっていて、認知症の人も増えています。

認知症になると、今までどおりの生活が困難になると不安に思う人がいるかもしれない。しかし、家族や近所など周囲の人が認知症を理解することで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしている人が増えていきます。

市は、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」の養成講座を開催します。
とき 6月27日(火)午後1時30分～3時(受け付けは午後1時から)
ところ 市民会館小ホール



内容 R・U・N伴ぐんま実行委員会による、落語や寸劇を交えた認知症に関する講座
※R・U・N伴ぐんま実行委員会は、認知症になっても安心して暮らせる町を地域の人々と一緒につくっていきたいという思いから結成された団体です。たすきリレーや歌プロジェクト、花プロジェクトなどを通して認知症の啓発を行っています

対象 市内在住・在勤の人
定員 200人(先着順)
申込方法 電話で高齢者安心課(中央地域包括支援センター)へ
その他 講座受講者には認知症サポーターの証として認知症サポーターカードを渡します

※生涯学習課の出前講座でも、認知症サポーター養成講座を受講することが可能です。おおむね10人以上の団体で申し込みが可能です。希望する人は高齢者安心課に連絡してください
詳しくは、**本**高齢者安心課(☎22179)へ。

ラジオ体操に取り組み事業所・団体を支援

市は、ラジオ体操に取り組み事業所・団体に、実施に必要なスタートアップセットを支給しています。

対象 5人以上で週1回以上ラジオ体操を実施しているまたはこれから実施しようとする市内の事業所や自治会などの任意団体

支給セット のぼり旗、ステッカー、ラジオ体操の曲を納めたCDなど(申請区分により内容が異なります)

申請方法 申請書(スポーツ課)

課または市ホームページ(ID 110504)にあります)に必要な事項を記入し、構成員名簿を添えてスポーツ課へ受付日時 市役所開庁日の午前8時30分〜午後5時15分

その他 ▽セットの支給は1団体につき1回限りです

▽支給を受けた翌年度に実績報告書を提出してもらい、

実施率が8割以上の団体に表彰状を授与します

詳しくは、**■**スポーツ課(☎22241)へ。



のぼり旗



CD 体操プーピー(曲が流れます)

ラジオ体操会を開催します

市は、ラジオ体操による健康づくりを進めています。今年度は、市内4カ所で開催します。

とき・ところ 別表1のとおり

内容 ラジオ体操第1・第2対象 どなたでも(居住地域は問いません)

参加料 無料

参加方法 開催日に直接会場へ

その他 ▽音源再生などの

現地運営は、市スポーツ推進委員が行います(体操の指導は行いません)

▽雨天時(各自で判断してください)や、現地運営が不可と判断した場合は中止

▽自身の体調に合わせて、無理のない範囲で行うことを心がけてください

ホームページID 10506

詳しくは、**■**スポーツ課(☎22241)へ。

(別表1) ラジオ体操会の会場・日程

No.	ところ	とき
1	渋川駅前広場	6月3日(土)
2	子持ふれあい公園	~11月26日(日) の毎週土・日曜日
3	赤城健康公園	午前7時~7時15分
4	愛宕山ふるさと公園	※8月19日(土)を除く

住宅の耐震化を支援

耐震診断と耐震改修補助

市は、木造住宅の耐震診断、耐震改修工事および耐震シェルター等設置工事に補助を行います。

詳しくは、**■**建築住宅課(☎22072)へ。

〔耐震改修補助〕
耐震改修工事と耐震シェルター等設置の2種類があります。詳細は、別表2を確認してください。

〔耐震診断〕

要件 次の①~⑤の全てに該当する住宅

- ①市内に建つ昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての木造住宅
- ②床面積の半分以上が居住用であるもの
- ③地上2階建て以下のもので
- ④在来軸組構法によって建てられたもの
- ⑤市内に居住している、または居住しようとする個人が所有するもの

診断費用 診断費用は無料ですが、耐震診断者の交通費(1000円)は申請者の負担となります



(別表2) 耐震改修補助における要件・補助額

工事の種類	建物の要件	要件	補助額
耐震改修工事	耐震診断より上部構造評点が1.0未満の平屋建てまたは2階建て木造住宅	所定の要件を満たす建築士が耐震診断、耐震補強設計、工事監理するもの	改修費用の2分の1以内(限度額60万円)
耐震シェルター等設置		次のいずれかに該当するもの ▷65歳以上のみの世帯 ▷障害者を含む世帯	設置費用の2分の1以内(限度額30万円)

申請方法 いずれもその他の条件があります。事前に建築住宅課に問い合わせの上、申し込んでください

申込期間 随時(申し込みの時期によっては実施が次年度になる場合があります)

令和5年度消防団役員と新任団員を紹介

市民の生命と安全を守り、地域防災の中心的な存在として活躍する消防団の役員と新任団員を紹介します。

皆さん、よろしくお願ひします。

詳しくは、**■**危機管理室(☎22130)へ。

消防団本部(敬称略)

役職名	氏名
団長	島村 嘉久
副団長	野村 誠
副方面隊長	石田 章
第1方面隊長	横手 一行
第2方面隊長	関上 良太郎
第3方面隊長	清水 要
第4方面隊長	中川 学士
第5方面隊長	入内島 育宏
第6方面隊長	村上 晋介
第7方面隊長	藤井 哲也
第8方面隊長	齊藤 剛
第9方面隊長	齋藤 倫史
女性消防隊長	小菅 知美



分団長(敬称略)

分団名	氏名
第1分団	秋山 西也
第2分団	上村 和之
第3分団	中澤 功一
第4分団	梅澤 英知
第5分団	飯塚 賢治
第6分団	原口 健生
第7分団	岡本 圭一
第8分団	小暮 成人
第9分団	横手 学
第10分団	高橋 信之
第11分団	小沼 貴弘
第12分団	横手 俊貴
第13分団	小堀 貴義
第14分団	高橋 正仁
第15分団	飯塚 賢一
第16分団	大河原 秀之
第17分団	佐藤 直人
第18分団	齊藤 岳人
第21分団	今成 翔
第22分団	入内島 佑輔
第23分団	生方 稔将
第24分団	狩野 雄一郎
第25分団	松井 寛
第26分団	永井 遥
第27分団	角田 悟
第28分団	狩野 貴成
第29分団	須田 涉吾
第30分団	鈴木 隆史
第31分団	狩野 拓己
第32分団	都丸 智哉

新任団員(敬称略)

所属など	氏名
副女性消防隊長	田中 郁美
女性消防隊	齋藤 久美子
第3分団	市川 文子
第8分団	野村 正剛
第9分団	安堵 達也
第13分団	佐藤 孝一
第18分団	田村 磨羽
第25分団	木暮 傑
第26分団	田中 天
第32分団	近藤 巧稀
	石田 太勢
	須田 大河
	兵藤 良太
	角田 晴紀
	兵藤 薫
	藤井 翼

消防団員・女性消防隊 入団募集!

市消防団は、18歳以上の心身ともに健康で、身近な人を火事や災害から守りたい、地域の防災活動に協力したいという熱意がある人の入団を募集しています。

募集対象 消防団員、機別団員、ラッパ隊、女性消防隊

渋川市まち・ひと・しごと 創生検討会議委員を募集

市は、少子高齢化や東京一極集中等の人口問題、地域の実情に応じた活力創出などについて、さまざまな分野の人から広く意見を聴くため、「渋川市まち・ひと・しごと創生検討会議」を設置しています。

この会議の委員の改選に伴い、市民の代表として意見をもらう委員を募集します。



まち・ひと・しごと創生検討会議の様子

募集人数 1人

任期 令和5年7月1日から2年(再任を妨げない)

会議 必要に応じて開催(年2回開催予定)

※委員の氏名や発言内容を公表する場合があります

報酬 日額6100円

応募資格 応募日に次の①~⑤の全てに該当する人

- ①満20歳以上で、市内に住所があり、今後も住む予定がある
- ②国や地方公共団体の議員または常勤の職員ではない
- ③市の他の付属機関などの委員になっていない
- ④市の発展のため建設的

前向きな考えを発見できる

⑤平日の昼間に開催される会議に参加できる

応募方法 応募申込書(政策戦略課または市ホームページにあります)に必要事項と応募の動機(400字以内)を記入の上、郵送(〒377-8501・石原80)、ファクス(☎6541)、メール(sousei@city.shibukawa.gunma.jp)または持参で政策戦略課へ

※提出された書類は返却しません

応募期限 6月9日(金)必着

決定方法 選考により決定

※選考結果を応募者全員に文書で通知します

詳しくは、**■**政策戦略課(☎8554)へ。